

パブリックコメント意見・対応一覧

資料 1 - 2

No.	頁	行	意見内容 (※意見の中の頁、行数については、 パブリックコメント案時点のもの)	意見の理由	対応	修文 有無	意見 数
1	6	218-220	「ただし、政令で特定外来生物の種類を指定して、当分の間、飼養及び譲渡しを規制しないとはできる」旨を追記する。	本年の改正で、政令で特定外来生物の種類を指定して、当分の間、飼養及び譲渡しを規制しないようにできるようになったことが書かれていない。特定外来生物の規制について誤解を与えないよう、正確に記述するべき。	ご指摘を踏まえ、「国内における適正な管理が確保された者以外にはその飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）を輸入認めない（ <u>本法附則第5条第1項の規定により、特定外来生物の取扱いに関する特例を定めた場合を除く。</u> ）」と修正いたします。	○	1
2	8	267-269	第1の3「被害防止の基本的な方針」261行-263行の記載に下記追記修正をお願いする。 「また、生態系被害防止外来種リストを参考としつつ、既存制度での対応状況及び本法における指定効果を勘案し、都道府県等と十分な意見調整を図った上で、特定外来生物を指定する。また、定着済み特定外来種のリストを都道府県と共有する。」	現状、特定外来生物の指定は国のみの判断で行われており、都道府県への意見照会はない。しかし新たに特定外来生物に指定された種が定着済み生物であった場合、改正法施行後は、指定と同時に防除の責務が都道府県に置かれることになる。 都道府県等、実際の防除を担う主体の状況把握無しに指定を行っても、防除が円滑に進むことはないと考えられるため、実際の防除を担う主体との緊密な調整を求めたい。	特定外来生物の選定にあたっては、当該生物の生態や被害の状況、指定による効果等を勘案し、専門家の意見聴取を行った上で判断しております。指定にあたってはパブリックコメントで意見照会を実施しており、その際に都道府県に対しても指定に関する情報提供をさせて頂きたいと考えています。また、定着が確認されている特定外来生物のリストの共有については、現在、その方法について検討しているところです。		1
3	8	278	旧法においては、特定外来生物の防除の主体は国であったが、実際の防除作業は、各施設の所有者や管理者の果たしている役割が大きかったため、引き続き各施設の所有者や管理者の協力が得られ、防除が積極的に行われるよう、基本方針に所有者や管理者の役割を明文化していただきたい。 具体的には、p8～「4 各主体の役割と連携」に、「施設等の所有者及び管理者」の役割を追記する等により明記していただきたい。	これまでの特定外来生物の防除実態は、国自らが行うものではなく、原則として特定外来生物が発生している土地・施設の管理者が行ってきた。こうした取扱いは、迅速な対応を実施する上でも必要不可欠であるため、改正法の下でも、こうした取扱いを継続する必要がある。	ご意見を踏まえ、以下の通り修正致します。 (5) 関係者の協力 国、都道府県、市町村、事業者、民間団体その他の関係者は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、特定外来生物の分布や移動・拡散の特性に応じて、相互に連携を図りながら協力するよう努める。また、特定外来生物が侵入し、又は生育し若しくは生息している場所又は施設において、国、都道府県、市町村、事業者及び民間団体並びに当該場所又は施設の所有者及び管理者が相互に連携して、生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるよう努める。中でも、 <u>当該場所又は施設の所有者及び管理者は、当該場所又は施設を適切に管理する責任を有しており、積極的な取組が期待される。</u>	○	1
4	8	290	今回の法改正では、定着段階により防除の主体が区分されているが、被害の実態に応じて、関係者が共通の認識を持って連携して防除に取り組むことができるよう、次のことを基本方針に明記していただきたい。 ①定着の定義については、「国内にまん延していること」とし、国の役割を明記したp8、285行「分布が一部の市町村に限定されるなど局所的であり、・・・」について「分布が国全体にまん延していないなど局所的であり、・・・」としていただきたい。 ②定着種の選定方法については、定着種を決定する際には都道府県の意見を聴いた上で選定する旨、基本方針に明記していただきたい。	定着しているかないかの判断については、生息域、生息数、繁殖の実態など、どの視点で判断するかによって、また生息域で判断する場合は、市町村、都道府県、国、どの単位で捉えるかによって、さらに結果は大きく異なってくる。本来、特定外来種はまん延を防止することが最大の目的であることから、定着する状況にしたことが本来の責務を負う国の大きな問題であり、定着したと判断するからには、効果的な防除手法が確立され、そのノウハウが防除の責務を負うことになる都道府県で広く浸透、蓄積されていることが絶対条件である。都道府県に対してその確認ができるまでは、国は定着したとは判断せず、引き続き、まん延防止のため、主体的に防除に取り組むべきと考える。	「定着」の定義については、2002年に開催された第6回生物多様性条約締約国会議（COP6）にて採択された指針原則において、「継続的に生存可能な子孫を作ること成功する過程のこと」とされており、プロセス自体を表す言葉として定義されていますので、原案のままとさせていただきます。定着しているかどうか判断しない場合においては、専門家に助言を得て、科学的に判断していくことで考えております。 特定外来生物の選定にあたっては、当該生物の生態や被害の状況、指定による効果等を勘案し、専門家の意見聴取を行った上で判断しております。また、指定にあたってはパブリックコメントで意見照会を実施しており、その際に都道府県に対しても指定に関する情報提供をさせて頂きたいと考えています。また、定着が確認されている特定外来生物のリストの共有については、現在、その方法について検討しているところです。		1

No.	頁	行	意見内容 (※意見の中の頁、行数については、 パブリックコメント案時点のもの)	意見の理由	対応	修文 有無	意見 数
5	8 9	290 312	285行、306行において、それぞれ「局地的」、「我が国における定着」の内容がより明確となるよう説明する文言を追加いただきたい。 なお、その際、一部の都道府県ではまん延・定着しているとみなされる特定外来生物が他都道府県に初侵入する等の場合にあっては、当該侵入された都道府県においては分布が局地的と捉えることができ、また、その防除に係るノウハウを欠くことから、「我が国における分布が局地的」と同様に、国における防除対象とするべきである。	法文上の表現として、都道府県は「我が国における定着が既に確認されている」特定外来生物の防除を行うこととさせているが、「我が国における定着」が、「我が国全域における定着」か、「我が国の一部地域における定着」なのかは文言上明確ではない。 さらに、後者であると解釈した場合でも、「我が国の一部地域における定着」と「我が国における分布が局地的」との差が不明である。 このため、疑義なく解釈できるよう基本方針において解釈を示されることが望ましい。	「分布が局地的」と「我が国における定着」はそれぞれ排他関係にあるものではなく、局地的な分布とは、都道府県単位での初侵入か否かに関わらず定着状況が一部の市町村に限定されるといった場合を想定しております。また、「我が国における定着」であるため、都道府県単位でなく全国的にみて定着確認の有無を判断するものであり、「我が国の一部地域における定着」も含まれることは明らかですので、原案のままとさせていただきます。なお、分布が局地的な場合、地方公共団体は当該地方公共団体の区域内の被害防止の観点から必要な措置をとり、国は他地域へのまん延防止の観点から必要な措置をとることとなる、という分担で、共同して対策を行うことを想定しています。		1
6	8 10	290 347	今回の法改正にあっては、定着段階により防除の主体が区分されているが、被害の実態に応じて、関係者が共通の認識を持って連携して防除に取り組むことができるよう、次のことを基本方針に明記していただきたい。 <1>「定着」の定義については、「国内にまん延していること」とし、「それ以外は、国内に定着していない」という定義の上で、国が、都道府県等を主導し、防除に取り組んでいただきたい。具体的には、p8、285行「分布が一部の市町村に限定されるなど局地的であり、・・・」について「分布が国全体にまん延していないなど局地的であり、・・・」に修正していただきたい。 <2>また、定着種を決定する際には都道府県の意見を聴いた上で選定する旨、基本方針にそのプロセスを明記していただきたい。 <3>都道府県をまたぐ際の広域連携のあり方について、p10「(5)関係者の協力」の項に、「都道府県をまたいで広域で取り組む必要がある際には国が主導して連携を促す」旨を記載していただきたい。	改正法では「定着が既に確認されている特定外来生物」の防除は都道府県の責務及び市町村の努力義務とし、「分布が局地的である特定外来生物」は国の責務としている。本来、外来生物の防除は「定着している・していない」で防除の主体を変えるべきではなく、被害の実態等に応じて、都道府県、市町村、国など関係者が連携して、防除に取り組むべきである。今回の法改正は、国民に対して、国が役割の一部を放棄するとともに、未定着の種は都道府県は取り組まないという誤解を与えるおそれがある。 また、国内のある地域（例えば関西）に定着し、別の地域（例えば関東）に未侵入の種については、都道府県が一律に防除のノウハウを蓄積しているとは言えない。生物に都道府県境界の意味はなく、県境をまたいで侵入してくる場合もある。そのような場合においては、広域で連携して取り組むことが必要であり、その主導的な役割は国に担って頂きたい。	「定着」の定義については、2002年に開催された第6回生物多様性条約締約国会議（COP6）にて採択された指針原則において、「継続的に生存可能な子孫を作ること成功する過程のこと」とされており、プロセス自体を表す言葉として定義されていますので、原案のままとさせていただきます。定着しているかどうか判然としない場合においては、専門家に助言を得て、科学的に判断していくことで考えております。 都道府県をまたいだ広域連携については、ご意見を踏まえ、国の役割の記載(L299～)を「具体的には、①防除マニュアルの作成、専門家の派遣、研修会の実施等の技術的な支援、②地方公共団体等の取組に対する財政的な支援、③地域の関係者の取組の連携（ <u>都道府県間の連携を含む。</u> ）等を推進する。」と修正致します。	○	1
7	8	298-301	第1の4(1)国の役割 ウ の記載について、都道府県等への支援内容を拡充されたい。「具体的には、」以下に下記の追加をお願いする。また、地方事務所の役割も明記して頂きたい。 ・特定外来生物の安楽死を行う施設の設置、運営をおこなう。 ・国民向け「特定外来生物相談窓口」の設置、運営を行う。 ・複数の都道府県が連携して防除を行うべき特定外来種について、協議会を設置し運営する。	「第1の4(2)都道府県の役割」には、条例やリストの作成、モニタリング、緊急防除など様々な取り組みへの期待が並べられている。しかし、都道府県では人員が大幅に不足しており、これほどまでの責務を負わされても実施が困難である。 現状特に困っていることとして、アカミミカガメなどについて、引き取りと処分を望む相談が多いことである。今後、アカミミカガメが特定外来生物に指定され、それが公表されれば相談は増加すると考えられる。現状、環境省のマニュアルでは冷凍による安楽死が推奨されているが、一般県民が自家用冷凍庫で野外のカメを冷凍するのは現実的ではない。生物関係の出先部署を持たない県では、県庁内に安楽死措置用冷凍庫を設置するのは極めて困難である。このため、国において、特にカメ用安楽死措置施設を整備して頂きたい。 また、国民にとって身近な存在である県庁には、県民からの生物全般の電話やメール相談も多く、この対応にかなりの時間を取られる。都道府県や市町村の業務支援の一環として、国民が相談しやすい形の、一般向け相談窓口を設けてほしい。 さらに、クビアカツヤカミキリなど、本来は広域で防除計画を作って各都道府県が連携して防除に取り組むべき特定外来種が存在するが、各都道府県担当者はすでに業務過多であり、他府県を巻き込んだ協議会を主催として設置、運営する余力は無い。都道府県をまたがる防除については、国に主導していただきたい。 地方事務所については、都道府県が一番に頼るべき存在と考えているが、具体的にどのような支援を受けられるのか、わかりにくい。「国」ひとくりではなく、本所と地方事務所の役割分担についても記載してほしい。	ご意見を踏まえ、「具体的には、①防除マニュアルの作成、専門家の派遣、研修会の実施等の技術的な支援、②地方公共団体等の取組に対する財政的な支援、③地域の関係者の取組の連携（ <u>都道府県間の連携を含む。</u> ）等を推進する。」と修正致します。 施設や相談窓口の設置・運営については個別具体的な取組となるため、基本的な方針を記載する本方針の記載としては原案のままとさせていただきます。なお、国による大々的な引取りや処分については安易な飼育放棄を助長するため慎重な検討が必要と考えており、普及啓発においても終生飼養、無償譲渡を強調する方針としております。相談窓口については、ヒアリの相談窓口は開設済みであり、アカミミカメ及びアメリカザリガニについても今後開設を検討中です。種ごとに置かれている状況が異なるため、種ごとに必要性を判断して参ります。	○	1

No.	頁	行	意見内容 (※意見の中の頁、行数については、 パブリックコメント案時点のもの)	意見の理由	対応	修正 有無	意見 数
8	9	311-318 324-330	市町村の役割にある「必要な措置を講ずるよう努める。」の程度を明確化していただきたい。 また、それに際しては、都道府県との役割分担が重要なため、都道府県の役割にある「当該都道府県内の市町村との連携促進等の取組が積極的に進められるよう期待する。」を、具体的な行動までを明示していただきたい。例えば、「当該都道府県内の市町村との連携促進等の取組が積極的に進められるよう、市町村との役割分担の明確化や必要な財政的・技術的支援の実施が求められる。」など。	市町村の役割として、「必要な措置を講ずるよう努める。」とありますが、財政的にも人員的にも脆弱な市町村において、「努める」という内容ではなかなか実際の対応にはつながらないと思います。 一方で、政令指定都市など、市町村の中でも規模の大小があるので、地域の状況に応じて都道府県が一定の差配を行い、域内の市町村と合意形成を図り、役割分担を行うよう促すことが期待されるためです。	ご意見を踏まえ、以下の通り修正致します。 L186- c) 定着した特定外来生物については、地域ごとに分布状況や被害の状況が多様であること、地方公共団体による防除の実績が蓄積してきたこと等を踏まえ、 <u>都道府県や市町村の取組を強化し、地域ごとの実情に応じた柔軟な対応を可能とするため、都道府県においては必要な措置を講ずること、市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては必要な措置を講ずるよう努めることとし、国はこれらの対策を支援するなど、各主体の責務規定を創設するとともに、都道府県が行う防除について国の確認手続を不要とすること等が新たに規定された。</u> L310- (2) 都道府県の役割 ア …近隣の都道府県や当該都道府県の区域内の市町村との <u>役割分担の調整</u> や連携促進等の取組が積極的に進められることが期待される。 (3) 市町村の役割 ア …我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために、より地域住民に近い立場として、必要な措置を講ずるよう努める。 <u>その際、当該市町村の区域全体に係る総合的な施策としての外来種に関する内容を規定した条例やリストの策定、必要な予算の確保等の取組が積極的に進められることが期待される。</u>	○	1
9	9	313	307～308行を次のとおり修正願いたい。 (修文前) 「(前略)被害の防止のために必要な措置を講ずる」 (修文後) 「(前略)被害の防止のために一定の予算措置など必要な措置を講ずる」	改正後の法文を見ると、第二条の三において、「都道府県は、(中略)被害防止のために必要な処置を講ずる」とされ、第十七条に二において、「都道府県は(中略)防除を行うものとする」とされている。 また、基本方針案308行から311行において、「これらの措置を講ずるにあたり」とされた上で、条例やリストの作成、モニタリング、緊急防除、連携促進の取り組みが列記されており、この列記にある条例作成等は、文意上「これらの措置(=被害防止のための必要な措置)」に当たらないものと考えられる。 (なお、308行「これらの措置」は307行の「必要な措置」を指しているものと解釈せざるを得ないが、そうであるなら、なぜ複数形(これらの)とされているのか疑問である。) こうした状況から、第二条の三の「措置」の内容が、具体的に何をさすのか必ずしも明確ではない。 一方で、今後、特定外来生物による被害が県民等に具体的に生じた場合、県に対し、「被害が生じたのは、県が必要な措置を講じなかったためである。」との主張がなされることも考えられる。このため、県としてどのような措置を行っていれば、「必要な措置を講じた」ものとして取り扱われるのか、明確にされることが望ましい。 このため、「必要な措置」がどのようなものであるかを示すような修文(語句追加)が必要であると考え。	条例作成等は、「これらの措置(=被害防止のための必要な措置)」に当たらないというのではなく、あくまで必要な措置をとる際に期待されるもの、という関係にあります。 また、ご意見踏まえ、以下の通り修正致します。 (2) 都道府県の役割 ア 当該都道府県の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生状況及び動向その他の実情を踏まえ、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずる。その際、当該都道府県の区域全体に係る総合的な施策としての外来種に関する内容を規定した条例やリストの策定、 <u>必要な予算の確保、早期発見のためのモニタリング、緊急的な防除、近隣の都道府県や当該都道府県の区域内の市町村との役割分担の調整</u> や連携促進等の取組が積極的に進められることが期待される。	○	1

No.	頁	行	意見内容 (※意見の中の頁、行数については、 パブリックコメント案時点のもの)	意見の理由	対応	修文 有無	意見 数
10	9	323	「(3)市町村の役割」「ア 当該市町村の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生状況及び動向その他の実情を踏まえ、都道府県の施策に準じて、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために、より地域住民に近い立場として、必要な措置を講ずるよう努める。」について。 市町村が管理する公園等の公有地にバス類やウシガエルなどの特定外来生物が生息していても、市町村は主体的に防除を行っていないのが現状である。被害の拡散を防ぐために都道府県や周辺市町村と連携することはもちろん望ましいが、当該市町村のみで十分に防除が行える場合は、他の地方公共団体の動向とは関係なく、当該市町村が主体的に防除を行うべきである。 実際、生物多様性保全推進支援事業制度における特定外来生物防除対策目的の交付金の支給対象、すなわち防除主体の多くが市町村であり、その自主性を尊重すべきである。「都道府県の施策に準じて」の一文は、こうした主体的な防除の足かせになりかねない。 地方公共団体による防除の円滑化を図り、国への確認手続を不要とする本改正の主旨の則り、市町村の主体的な防除を求める内容に変更すべきである。		「都道府県の施策に準じて」については、法律の条文そのままの文言となりますので、原文のままとします。 また、今回の基本方針の変更は市町村の主体的な防除を弱める趣旨のものではないことを示すため、6頁188行目において、「都道府県や市町村の取組を強化」することが改正の目的の一つである旨の記載に修正します。	○	1
11	9	327	320行以下に次の通り追記願いたい。 (修文前) 「(前略)より地域住民に近い立場として、必要な措置を講ずるよう努める」 (修文後) 「(前略)より地域住民に近い立場として、必要な措置を講ずるよう努める。なお、これまでから住民福祉のため、積極的に必要な措置を講じてきている市町村にあっては、引き続きそうした措置を継続すること、また政令指定都市など規模や体制等の充実した市町村にあっては、積極的に必要な措置を講ずることが期待される。」	法文を見ると、都道府県は「必要な措置を投ずる」とされる一方、市町村は、一律に「必要な措置を講ずるよう努める」されていることから、解釈上、都道府県は必要な措置を講ずる義務がある一方、市町村は「必要な措置を講ずる」義務はないと読み取らざるを得ない。 これは、これまでから「より地域住民に近い立場」であることを自覚して、「必要な措置を講じ」てきた市町村の立場をないがしろにするものである一方、本来、市町村が先頭に立つて行うべき措置についても、都道府県に「丸投げ」にすることを正当化するように読み取られるおそれがある。 小規模市町に配慮し、一律に義務を課さないこととした意図があるのであれば、将来に渡りその意図がくみ取れるよう、当該趣旨をガイドラインにおいて明記すべきであると考ええる。	ご意見を踏まえ、以下の通り修正致します。 L186- c) 定着した特定外来生物については、地域ごとに分布状況や被害の状況が多様であること、地方公共団体による防除の実績が蓄積してきたこと等を踏まえ、<u>都道府県や市町村の取組を強化し、地域ごとの実情に応じた柔軟な対応を可能とするため、都道府県においては必要な措置を講ずること、市町村(特別区を含む。以下同じ。)</u>においては必要な措置を講ずるよう努めることとし、国はこれらの対策を支援するなど、各主体の責務規定を創設するとともに、都道府県が行う防除について国の確認手続を不要とすること等が新たに規定された。 L130- (2) 都道府県の役割 ア …近隣の都道府県や当該都道府県の区域内の市町村との役割分担の調整や連携促進等の取組が積極的に進められることが期待される。 (3) 市町村の役割 ア …我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために、より地域住民に近い立場として、必要な措置を講ずるよう努める。<u>その際、当該市町村の区域全体に係る総合的な施策としての外来種に関する内容を規定した条例やリストの策定、必要な予算の確保等の取組が積極的に進められることが期待される。</u>	○	1

No.	頁	行	意見内容 (※意見の中の頁、行数については、 パブリックコメント案時点のもの)	意見の理由	対応	修文 有無	意見 数
12	9	327	(「より地域住民に近い立場として、」を)削除する。	より地域住民に近い立場に立つような措置の内容が、正しいとは限らない。住民エゴなどが生物多様性保全より優先される場合もある。地域独特の偏見や理解の低さが措置に反映されてしまう可能性もある。国は、住民の立場に立つことが正しいという観念を持つべきではない。	「より地域住民の近い立場」については、市町村は地域の実態を最も把握しやすい立場であるという事実を述べているもので、これに基づいて現場の実情に即した措置を講ずることは必要なことであると認識しています。このため、原文のままとします。		1
13	9	334	第1の4(3)「市町村の役割」(327行)の下に次のような文言を追加いただきたい。 「特に、特定外来生物が発生した区域の住民との調整、駆除作業により発生するゴミの処理については、市町村が中心となって役割を果たすことが期待される。」	現行法では、特定外来生物について国の防除義務が記載されているものの、ヒアリ等一部の種を除き、多くの特定外来生物の防除作業は、国ではなく、原則として特定外来生物が発生している市町村が主体となって行ってきた。 こうした取扱いは、 (1)当該市町村は、特定外来生物の被害について、住民等から一番に相談されることケースが多いこと (2)当該市町村は当該場所の住民情報を所持しており、また当該場所等への特定外来生物の侵入の状況に関する情報を収集しやすいことから、一定の合理性を有し、法改正後もこの取り扱いが継続されるべきと考える。 ところが、今回の法改正により、防除の責務が都道府県にあることが明記されたため、「法律上、都道府県の責務とされているのだから、都道府県が防除せよ」との要望が生じることが大いに懸念される。 この場合、当該市町村を説得し、理解を求めるにあたっては、一定の法的根拠のある文書をよりどころにする必要がある。法律に記載された「都道府県、市町村、事業者(中略)が相互に連携して、必要な措置を講じるよう努める。」との文言では、上記について十分な理解を得ることは難しく、「特定外来生物被害防止基本方針」に市町村の役割について、より具体的に記載する必要があると考える。 特に住民との調整については、都道府県には自治会等の情報が無いため、市町村が主体的に動かなければ、防除を開始することが難しい。また、ゴミの処理について、都道府県が処理するとなった場合、県庁所在地の市町村が集中的に処理せざるを得なくなり、不平等が生じる。このため、住民調整、防除作業に伴い生じるゴミの処理について、市町村の役割として特記して頂きたい。	各々の市町村によって状況が異なることから、基本方針での記述はしないこととさせていただきます。もっとも、改正外来生物法における都道府県と市町村の責務や防除に関する規定の新設は、特定外来生物の駆除により生じる廃棄物の処理について廃棄物処理法の規定を超えて都道府県や県庁所在地の市町村に負担させる趣旨のものではなく、当該廃棄物の処理については、引き続き廃棄物処理法上の規定に基づき対応していただくものと考えております。		1
14	9	335	第1の4(4)「事業者及び国民の役割」(328行)に以下の主旨の文言を追加いただきたい。 「土地又は施設の所有者及び管理者は、当該場所へ特定外来生物が侵入した場合、その被害を直接受けるため、これを防止する必要性が高く、これまでから、防除の実施にあたり、積極的に主体的な役割を果たしてきている。当該場所の所有者及び管理者には、引き続きこうした役割を担っていただくことが強く期待される。」	現行法では、国の防除義務が記載されているものの、実際の防除については国ではなく、土地又は施設の所有者及び管理者となる場合が多く、法的に位置づけられていない責務を事業者及び国民が国に代わり主体的に防除を実施している。今回法改正により、住民に一番身近にある市町村においては、防除の取組みが努力義務と位置付けられたことから、今後は、都道府県に対し、「法律上、都道府県の義務とされているのだから、府が(事業者及び国民の土地の中も)防除せよ」との要望が生じることが懸念される。事業者及び国民を説得し、理解を求めるに際しては、現在の「都道府県、市町村、事業者(中略)が相互に連携して、必要な措置を講じるよう努める。」との文言では、十分な理解は到底得られず、事業者及び国民の役割を具体的に明記する必要があると考える。	ご意見を踏まえ、以下の通り修正致します。 (5)関係者の協力 国、都道府県、市町村、事業者、民間団体その他の関係者は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、特定外来生物の分布や移動・拡散の特性に応じて、相互に連携を図りながら協力するよう努める。また、特定外来生物が侵入し、又は生育し若しくは生息している場所又は施設において、国、都道府県、市町村、事業者及び民間団体並びに当該場所又は施設の所有者及び管理者が相互に連携して、生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるよう努める。中でも、 <u>当該場所又は施設の所有者及び管理者は、当該場所又は施設を適切に管理する責任を有しており、積極的な取組が期待される。</u>	○	1

No.	頁	行	意見内容 (※意見の中の頁、行数については、 パブリックコメント案時点のもの)	意見の理由	対応	修文 有無	意見 数
15	10	347	第1の4(5)「関係者の協力」(347行)の以下に次の通りの文言を追加いただきたい。 (～必要な処置を講ずるよう努める。)」中でも、当該場所又は施設の所有者及び管理者は、当該場所等の状況や当該場所等への特定外来生物の侵入の状況を熟知していること、また、特定外来生物の侵入により被害を被る恐れが大きく、これを防止する必要性が高いことなどから、これまでから、防除にあたり、積極的に主体的な役割を果たしてきた事例が数多く存在する。当該場所又は施設の所有者及び管理者には、引き続きこうした役割を担っていただくことが強く期待される。」	現行法では、国の防除義務が記載されているものの、実際の防除実施(防除作業)自体は、国自らが行うものではなく、原則として特定外来生物が発生している土地・施設の管理者が行うことを前提とした取扱いがされてきたものと認識している。 こうした取扱いは法的な根拠は不明確であるものの、 ①当該管理者は当該場所等の状況や当該場所等への特定外来生物の侵入の状況を熟知していること、 ②特定外来生物の侵入により被害を被るおそれ大きく、これを防止する必要性が高いこと、 から、一定の合理性を有し、改正法の下で、都道府県の防除義務が記載されても、こうした取扱いを継続せざるをえないものと考えている。 一方、(土地・施設の管理者である)住民等の立場からは、都道府県庁は、国の省庁に比べて比較的距離感も近いため、「法律上、県の義務とされているのだから、県が(住民自らの土地の中も)防除せよ」との要望も生じることも懸念される。この場合、当該住民等を説得し、理解を求めるにあたっては、一定の法的根拠のある文書をよりどころにする必要があるところ、現在の「都道府県、市町村、事業者(中略)が相互に連携して、必要な措置を講ずるよう努める。」との文言では、十分な理解は到底得られず、住民等の役割を特記する必要があると考える。	ご意見を踏まえ、以下の通り修正致します。 (5)関係者の協力 国、都道府県、市町村、事業者、民間団体その他の関係者は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、特定外来生物の分布や移動・拡散の特性に応じて、相互に連携を図りながら協力するよう努める。また、特定外来生物が侵入し、又は生育し若しくは生息している場所又は施設において、国、都道府県、市町村、事業者及び民間団体並びに当該場所又は施設の所有者及び管理者が相互に連携して、生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるよう努める。中でも、<u>当該場所又は施設の所有者及び管理者は、当該場所又は施設を適切に管理する責任を有しており、積極的な取組が期待される。</u>	○	1
16	10	354	第1の4(5)「関係者の協力」(347行)の以下に次の通りの文言を追加いただきたい。 (～必要な措置を講ずるよう努める。)」中でも、当該場所又は施設の所有者及び管理者は、当該場所等の状況や当該場所等への特定外来生物の侵入の状況を熟知していること、また、特定外来生物の侵入により現状被害を被っている、あるいは被害を被る恐れがあり、これを防止する必要性が高いことなどから、従前より、防除の実施にあたっては、積極的に主体的な役割を果たしてきた事例が数多く存在する。当該場所又は施設の所有者及び管理者には、引き続きこうした役割を担っていただくことが強く期待される。」	現行法では、特定外来生物について国の防除義務が記載されているものの、ヒアリ等一部の種を除き、多くの特定外来生物の防除作業は、国ではなく、原則として特定外来生物が発生している土地・施設の所有者や管理者(以下、管理者等)が行ってきた。 こうした取扱いは、 (1) 当該管理者等は当該場所等の状況や当該場所等への特定外来生物の侵入の状況を熟知していること (2) 特定外来生物の侵入により現に被害を被っている、あるいは被害を被る可能性があり、これを防除することに必然性があることから、一定の合理性を有し、法改正後もこの取り扱いが継続されるべきと考える。 ところが、今回の法改正により、防除の責務が都道府県にあることが明記されたため、「法律上、都道府県の責務とされているのだから、自らの所有地、管理地についても都道府県が防除せよ」との要望が生じることが大いに懸念される。 管理者等にとって、都道府県庁は、国の省庁に比べて比較的距離感が近く、このような要望を寄せやすい。この場合、当該管理者等を説得し、理解を求めるにあたっては、一定の法的根拠のある文書をよりどころにする必要がある。法律に記載された「都道府県、市町村、事業者(中略)が相互に連携して、必要な措置を講ずるよう努める。」との文言では、上記について十分な理解を得ることは不可能であり、「特定外来生物被害防止基本方針」に管理者等の役割を特記する必要があると考える。	ご意見を踏まえ、以下の通り修正致します。 (5)関係者の協力 国、都道府県、市町村、事業者、民間団体その他の関係者は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、特定外来生物の分布や移動・拡散の特性に応じて、相互に連携を図りながら協力するよう努める。また、特定外来生物が侵入し、又は生育し若しくは生息している場所又は施設において、国、都道府県、市町村、事業者及び民間団体並びに当該場所又は施設の所有者及び管理者が相互に連携して、生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるよう努める。中でも、<u>当該場所又は施設の所有者及び管理者は、当該場所又は施設を適切に管理する責任を有しており、積極的な取組が期待される。</u>	○	1

No.	頁	行	意見内容 (※意見の中の頁、行数については、 パブリックコメント案時点のもの)	意見の理由	対応	修文 有無	意見 数
17	11	399	単なる疑問だが、どうして動物の愛護及び管理に関する法律で愛玩飼養が禁止されている特定動物については言及しないのか。	特定動物と特定外来生物も、種が重ならないように調整されている。(ワニガメは特定動物だがカミツキガメは特定外来生物。マカクザルのうち、カニクイザルとアカゲザルは特定外来生物だが、それ以外は特定動物。等) 特定動物も「人の生命又は身体に係る被害」を及ぼす危険性がある生きものだが、なぜ感染症だけに言及するのか。現在のままの文章だと、特定動物と特定外来生物の二重規制は可能であるかのようなのである。現実には調整しているのだから、誤解を与えないよう、	特定動物の指定については、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和57年政令第107号）第3条において、特定外来生物に指定されている種は動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づく特定動物には指定しないこととされていますが、外来生物法に基づく特定外来生物の選定については、特定動物であることのみをもって特定外来生物の選定対象とならないという関係性にありません。このため、基本方針での言及の必要がなく、原文のままとします。		1
18	12	433-451	14ページの「（２）飼養等の目的」において、愛玩目的の飼養等については、「特定外来生物の指定の際、現に飼養等している個体を継続して飼養等する場合であって、かつ繁殖を行わない場合に限り、許可の対象とする。」とある。この「かつ繁殖を行わない場合に限り、」を本法附則第5条第1項に基づき、当分の間、飼養の禁止を適用しない条件に加えるべきである。	一部マニアには繁殖を行うものもあり、本法附則第5条第1項に基づき、飼養者間での譲渡が許される場合があることから、繁殖した個体は無償譲渡する形で新たな飼育が広がる可能性がある。新たな飼育個体を増やさないという観点から、繁殖をさせないことは重要であるため。	法附則第5条第1項に基づく特例の内容については、基本方針で個別の適用除外の細かい規定まで書くものではなく、別途政令で規定することとしていますので、原案のままとさせていただきます。		2
19	12	442	政令で定める適用除外を当面の間とする理由としては、関係がないのではないか。記述として不自然である。	飼養者数が減少することは、飼養に係る許可制度を発足させるに十分な理由となることが理解できる。しかし、野外の個体数等が相当程度に減少しているのであれば、特定外来生物として指定しなくてよいはずである。国として取り組まなくてよくなるような状況となった場合にも、政令の除外事項を外して、特定外来生物の規制をフルでかけるというのは、意味がわからない。	個体が相当程度に減少したとしても、生態系等への被害やそのおそれなくなるわけではないため、特定外来生物としての規制は必要と考えています。また、野外の個体数が減ることによって新規に飼養を始める者も減少すると考えています。ご指摘を踏まえ、以下の通り修正します。 「「当分の間」については、輸入、販売及び購入の規制や防除による野外の個体数の減少等により飼養者数が減少するなど、この特例措置の適用を解除できるようになるまでの間を想定している。」	○	1
20	15	546-549	●準ずる指針に「OIE（国際獣疫事務局）等の国際的な基準」を加え、「『動物の殺処分方法に関する指針』（平成7年7月総理府告示第40号）及びOIE（国際獣疫事務局）等の国際的な基準に準じ」とすべきである。 ●「殺処分は獣医師のみが行う」ことも書き加えるべきである。 ●「できる限り苦痛を与えない適切な方法で行う」を「できる限り速やかにかつ苦痛を与えない適切な方法によるほか、国際的かつ獣医学的に容認されている方法で行う」もすべきである。	動物の愛護及び管理に関する法律の第40条において、「動物を殺さなければならない場合には、出来る限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない」と規定されており、「できる限り苦痛を与えない殺処分方法の採用」は必須といえる。 しかし、アカミミガメを例に挙げると、「アカミミガメ防除の手引き」「アカミミガメ防除マニュアル」では、全く専門的な知識がない行政官や国民に、防除と称して捕らえられたアカミミガメをマイナス20度に冷凍して殺すよう呼びかけている。これは大変残酷な方法である。 OIE（国際獣疫事務局）が「皮、肉、その他の製品ののための爬虫類の殺害」についての動物福祉規約の中で、爬虫類を気絶や殺す際に不適切で容認されない行為として例示している方法に「冷凍または冷却」がある。OIEには、日本も加盟しており、「動物福祉規約」も批准しているにもかかわらず、冷凍による殺処分方法を行うよう広く国民に呼びかけているのは、明らかに「動物福祉規約」に反するもので到底許されることではない。 できる限り苦痛を与えない殺処分を行うにあたって、OIEなど国際機関による基準を遵守すべきであることも書き加えるべきである。 また、「できる限り苦痛を与えない殺処分方法」を行うには麻酔薬等の薬品を用いる必要がある場合が多く、極めて専門的な知識と技術を要することから、「殺処分は獣医師のみが行う」ことも書き加えるべきである。	御意見の箇所については特定外来生物全般に係る基本方針として記載しているため、個別具体的な判断基準や殺処分方法に係る記述はしないこととさせていただきます。		2

No.	頁	行	意見内容 (※意見の中の頁、行数については、 パブリックコメント案時点のもの)	意見の理由	対応	修文 有無	意見 数
21	15	555-562	段落の最後に、「ただし、政令で特定外来生物の種類を指定して、当分の間、飼養及び譲渡を規制しないとする場合には、これに該当しない。」を追加する。	本年成立の法改正により、政令で特定外来生物の種類を指定して、当分の間、一部の規制を適用除外にすることができるようになった、飼養者が多数いるアカミミガメ及びアメリカザリガニに関しては、飼養及び譲渡に関し、この適用除外が行われる予定である。飼いきれなくなった飼養者が、新たな飼い主に譲渡することも禁止されたと誤解して野外に遺棄することがないように、適用除外についても明記すべきである。	ご指摘の通り、法改正により今後新たに指定される特定外来生物については、当分の間、一部の規制を適用除外とすることができるようになりました。ただし、適用除外は「譲渡し等の禁止」に限るものではないため、当該箇所のみを追記することはバランスを欠くこと、政令により譲渡し等の禁止が適用除外となった場合は本項目に該当しないことは明らかであることから、原案のままとします。なお、譲渡し等の禁止が適用除外となった特定外来生物については、飼いきれなくなった飼養者が、新たな飼い主に譲渡することも禁止されたと誤解して野外に遺棄することがないように、普及啓発に努めて参ります。		2
22	18	668-670	「従事者の心理的負担軽減や効率的な防除の観点にも留意しつつ、」を削除する。	従事者の心理的負担軽減や駆除の効率を優先することが認められているがために、動物の苦痛への配慮がおろそかにされている現実がある。「できる限り苦痛を与えない適切な方法で行う」ことは大原則であり、その原則を緩めてよいような条件を盛り込むべきでない。	防除個体をやむを得ず殺処分しなければならない場合において、生態系等への被害を防止するという目的に照らし、従事者の心理的負担を軽減することや、効率的な防除に留意することは重要であると認識しており、これらを踏まえた上で、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うものと考えております。中央環境審議会の答申（「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」令和4年1月）においても、心理的負担軽減と効率的な防除の必要性が記載されており、原案のままとします。		2
23	20	762	「3 防除の実施に関する事項」の「また、防除を必要とする原因となった行為をした者が存在するときは、防除に要した費用について、当該原因者に求償することを原則とする。」について、内容には賛同であり是非進めていただきたいが、この文章では求償する主体や法的根拠が不明である。求償を求める主体は国や地方公共団体を想定しているのか。外来生物防除に携わる特定非営利活動法人（NPO）等や個人が、「防除を必要とする原因となった行為をした者」に対し求償することまで想定しているのか。求償の根拠となる法律はあるのか。効果的な防除実施のために、明らかであるならこれらの内容についても具体的に記載してほしい。		国や地方公共団体による防除についての求償を想定した記載であるため、ご意見を踏まえ、以下の通り修正致します。 「また、防除を必要とする原因となった行為をした者が存在するときは、 <u>法第16条(第17条の2第5項、第17条の4第4項で準用される場合を含む。)</u> において原因者負担が規定されていることを踏まえ、 <u>国又は地方公共団体は、当該原因者に対し、防除に要した費用について求償することを原則として適切に対応すること。</u> 」	○	1
24	22	819-822	防除を行う土地の占有者が不明、かつ緊急的処置が必要な場合（例クビアカツヤカミキリの拡散防止）は、地域住民の理解を得て、緊急的に防除措置を行うことはできないのか。現状ではモニタリング及び実施体制の整備とあるが、これでは具体的に不明地に踏み込み被害木への処置はできないことが読み取れる。	被害相談を受けた地域住民から、占有者不明地にクビアカツヤカミキリ（以下、当該虫という）の被害木があることを教示され、現場を確認すると当該虫による被害僕であることが確認された。しかし、占有者不明のため防除指導及び措置ができないため、被害拡大の要因になってしまった。これでは、効果的に被害を防止していく上で支障となってしまうと考えたため。	他人の土地における防除については法第13条第2項に規定されており、また、所有者不明土地への立ち入り等については、第13条第5項に基づく手続を経ることにより可能となります。緊急的な対応については、いただいた御意見を今後の施策の参考とさせていただきます。		1

No.	頁	行	意見内容 (※意見の中の頁、行数については、 パブリックコメント案時点のもの)	意見の理由	対応	修文 有無	意見 数
25	35	1324-1328	●動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の考え方に沿った」を「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に則った」にすべきである。 ●「行うよう留意する」を「行うこと」にすべきである。	人の占有下にある動物の取扱い、動物の愛護及び管理に関する法律の「考え方」ではなく、同法の規定や関連基準等に則って行わなければならないため。また、同法の規定や関連基準等に則って行うべきことを「行うよう留意する」という書きぶりでは弱いため。	ここで記載しているのは全般的な考え方に関する事項のため、原案のままとさせていただきます。なお、法令で定められている事項については、当然に遵守していくこととなります。		2
26			「外来種」「外来生物」の用語の使い分けが不明瞭であるため、それぞれの用語の定義を明確にした方が良い。		「外来種」「外来生物」についてはp 4、p 5においてそれぞれ文章中で定義しています。		1
27			前回、コメントを書かせていただいたザリガニ愛好家のものです。 いろいろな専門家の方が熟慮され可決しました法律です。日本国民として遵守するのは当然です。ただ気になることがあります。それは繁殖継続は可能なのでしょうか？どの愛好家の方も例えばTwitterやYahooニュースのコメント欄を見ましても誰も意図的に触れようともせず飼育の継続とセットの様に語られるばかりなので10月に発表と言うことですが、そこで初めて適用除外の項目に繁殖がなく違法になりそこで放流したりする方がいた時にすでに厳罰化が適用されてるため誰もやらないだろうみたいな、所謂外堀を埋めるような展開が待っているのは非常に残念なのですが前回のアメリカザリガニと日本ザリガニ以外全種特定外来生物入りと同じ展開になるのではないかと心配しております。（当たり前ですが、私自身が飼育しているザリガニは最後の1匹になるまで飼育します。） あと繁殖飼育が適用除外になり5年、10年と経過した場合、駆除が進みザリガニの絶対数が減り水生昆虫やヤゴ或いは希少淡水魚の数、農業被害これらが飛躍的に改善された場合、アメリカザリガニは飼育そのものが禁止になる時が来るのでしょうか？個人的には飼育し続けたいと考えております。 国是なので従います当たり前です。ですが約20年間飼育してきました色彩変異ザリガニたちがこのような形で消滅するのではないかと思い書かせていただきました。長々と失礼いたしました。日本の生態系全体が良い方向に行くように願っております。		いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、アメリカザリガニの規制の詳細については今後政令により規定する予定です。また、飼養等の一部の規定について適用除外となる期間は「当分の間」としており、輸入、販売及び購入の規制等により飼養者数が減少し、また防除により野外の個体数等が相当程度に減少するなど、特例措置の適用を解除できるようになるまでの間を想定しています。		1
28			特定外来生物キョクトウサソリ科の中から日本に生息するマダラサソリを除くことを要求させていただきます。 キョクトウサソリ科全種→マダラサソリを除くキョクトウサソリ科		特定外来生物には、海外から我が国に導入されることにより本来の生息地・生育地の外に存することになる生物の中から指定することとしており、現在マダラサソリを含む「きょくとうさそり科全種」が特定外来生物に指定されています。先島諸島のマダラサソリが在来種であるという意見があることも承知しておりますが、引き続き、科学的なデータを収集して参ります。		1